

尼崎市住環境整備条例施行規則

昭和60年12月28日

規則第61号

改正 昭和62年3月26日規則第15号

昭和63年3月28日規則第16号

平成3年4月1日規則第23号

平成7年12月22日規則第69号

平成12年5月17日規則第48号

平成13年5月18日規則第31号

平成16年9月29日規則第65号

平成19年3月20日規則第11号

平成22年1月4日規則第1号

平成24年1月4日規則第1号

平成24年3月30日規則第56号

平成29年3月31日規則第27号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号。以下「条例」という。)第9条、第15条の2、第15条の3第1項及び第3項第1号、第15条の5第1項、第2項及び第4項、第15条の6第1項、第15条の8第1項及び第4項ただし書、第15条の9第3項、第16条第1項、第20条、第22条、第23条、第27条第1項、第29条第1項、第30条第1項ただし書、第31条第6項、第32条第1項、第32条の2第2項、第35条の2、第35条の3第1項(条例第40条の6において準用する場合を含む。)、第35条の5第1項、第40条第1項、第40条の2、第40条の3第1項及び第3項、第40条の5第1項から第4項まで(同条第5項において同条第2項の規定を準用する場合及び同条第3項の規定を読み替えて準用する場合を含む。)、第40条の9各号列記以外の部分及び第2号、第45条の3第1項、第46条、第48条第4項、第49条第2項第6号、第50条、付則第9項及び第10項並びに別表の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平7規則69・平16規則65・平19規則11・平24規則1・平24規則56・平29規則27・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画戸数 開発事業の施行により事業施行区域内に建築されることが予定された住宅の戸数をいう。
- (2) 算定戸数 計画戸数から寄宿舍、寮及び建替えに係る住宅の戸数を除いた戸数をいう。
- (3) 工業地域 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号に規定する工業地域をいう。
- (4) 準工業地域 法第8条第1項第1号に規定する準工業地域をいう。
- (5) 延焼のおそれのある部分 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。
- (6) 建築主 建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (7) 設計者 建築基準法第2条第17号に規定する設計者をいう。
- (8) 工事施工者 建築基準法第2条第18号に規定する工事施工者をいう。

尼崎市住環境整備条例施行規則

(9) 予定建築物 開発事業の施行により事業施行区域内に建築されることが予定された建築物をいう。

(10) 一般区画道路 専ら事業施行区域内に居住する者のみが利用する当該事業施行区域内の道路をいう。

(11) 主要区画道路 事業施行区域内の主要な道路で、一般区画道路以外のものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則における用語の意義は、条例における用語の意義による。

(平 7 規則 69・平 16 規則 65・平 24 規則 1・平 24 規則 56・平 29 規則 27・一部改正)

(宅地の規模)

第 3 条 条例第 9 条の規則で定める規模は、15,000 平方メートルとする。

(大規模開発構想の届出等)

第 3 条の 2 条例第 15 条の 2 の規定による大規模開発構想の届出は、大規模開発構想届出書に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出して行わなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 現況図

(3) 施設の配置その他土地利用に係る構想を示す図面

(4) 大規模開発構想に係る区域及びその周辺を撮影した写真

(5) 大規模開発構想に係る区域の周辺における良好な住環境の形成に向けた取組内容を示す図書
(条例第 15 条の 9 第 3 項各号に掲げる大規模開発事業に係る届出の場合を除く。)

(6) その他市長が必要と認める図書

2 大規模開発事業者は、条例第 15 条の 2 の規定による市長との協議を、条例第 23 条の規定による開発事業の届出に係る事業計画の作成に着手するまでに完了しておかななければならない。

(平 16 規則 65・追加)

(大規模開発構想の届出に係る公告事項)

第 3 条の 3 条例第 15 条の 3 第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大規模開発事業者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名。以下同じ。)

(2) 設計者の住所及び氏名

(3) 大規模開発構想に係る区域に含まれる土地の地名地番及び同区域の面積

(4) 大規模開発構想に係る建築物の主な用途及び規模

(5) 条例第 15 条の 3 第 1 項に規定する書面の縦覧の期間及び場所

(6) 条例第 15 条の 4 第 1 項に規定する意見書の提出期限

(平 16 規則 65・追加、平 24 規則 56・一部改正)

(説明会の開催に係る表示板の掲出)

第 3 条の 4 条例第 15 条の 3 第 3 項第 1 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる事項

(2) 条例第 15 条の 3 第 3 項第 1 号に規定する表示板(以下この条において「表示板」という。)を掲出した日

(3) その他市長が必要と認める事項

2 表示板を掲出する者は、条例第 15 条の 3 第 1 項に規定する公告の日から条例第 23 条の規定による開発事業の届出を行う日までの間、表示板を掲出しておかななければならない。

3 表示板を掲出した者は、当該表示板を掲出したことを証する遠景及び近景の写真各 1 通を市長に提出しなければならない。

4 市長は、大規模開発構想に係る区域の周辺の状況等から判断して必要があると認めるときは、2 箇所以上の場所に表示板を掲出させることができる。

(平 16 規則 65・追加)

(大規模開発構想に係る報告書の提出)

第 3 条の 5 条例第 15 条の 3 第 4 項の規定による報告は、大規模開発構想説明会結果報告書を市長に提出して行わなければならない。

尼崎市住環境整備条例施行規則

(平 16 規則 65・追加)

(大規模開発構想に係る見解書の作成)

第 3 条の 6 条例第 15 条の 4 第 3 項の規定による見解書は、同条第 2 項の規定により市長から送付を受けた意見書の写しに記載された意見に対し、良好な住環境の確保を図る観点から、具体的に見解を示したものでなければならない。

(平 16 規則 65・追加)

(大規模開発構想の変更の届出)

第 3 条の 7 条例第 15 条の 5 第 1 項の規定による大規模開発構想の変更の届出は、大規模開発構想変更届出書に第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えて市長に提出して行わなければならない。

(平 16 規則 65・追加)

(大規模開発構想の変更の届出に係る公告事項等)

第 3 条の 8 条例第 15 条の 5 第 2 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 3 条の 3 第 1 号から第 4 号までに掲げる事項(当該事項に変更があった場合は、当該変更前の事項を含む。)
 - (2) 条例第 15 条の 5 第 2 項に規定する書面の縦覧の期間及び場所
 - (3) 条例第 15 条の 5 第 3 項において準用する条例第 15 条の 4 第 1 項に規定する意見書の提出期限
- 2 条例第 15 条の 5 第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大規模開発構想に係る区域の面積を減少させる変更であって、当該変更により減少する面積が変更前の区域の面積の 10 分の 1 未満となるもの
 - (2) 大規模開発構想に係る建築物の延べ面積、階数又は高さを減少させる変更であって、当該変更により減少する建築物の延べ面積、階数又は高さが変更前の建築物の延べ面積、階数又は高さの 10 分の 2 未満となるもの
 - (3) 前 2 号に掲げる変更以外の変更であって、変更後の大規模開発構想の周辺の住環境に及ぼす影響が変更前の大規模開発構想の周辺の住環境に及ぼす影響に比べて変わらないと市長が認めるもの

(平 16 規則 65・追加)

(大規模開発構想の変更に係る手続)

第 3 条の 9 条例第 15 条の 2 の規定により届け出た事項を変更しようとする大規模開発事業者は、条例第 15 条の 5 第 1 項から第 3 項までに定めるもののほか、次に掲げる手続をとらなければならない。

- (1) 条例第 15 条の 4 第 1 項の規定による意見書の提出があり、かつ、同条第 3 項の規定による見解書を提出していない大規模開発構想を変更しようとする場合にあっては、大規模開発構想変更届出書の提出に併せて当該見解書を提出すること。
- (2) その他市長が必要と認める手続

(平 16 規則 65・追加)

(まちづくりの方針)

第 3 条の 10 条例第 15 条の 6 第 1 項の規則で定めるまちづくりの方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 尼崎市商業立地ガイドライン
- (2) 尼崎市緑の基本計画

(平 16 規則 65・追加)

(大規模開発構想に係る公表)

第 3 条の 11 条例第 15 条の 8 第 1 項の規定による公表は、公告その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第 15 条の 8 第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 大規模開発事業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第 29 条第 2 項第 1 号及び第 54 条第 2 項第 1 号において同じ。)

尼崎市住環境整備条例施行規則

(2) 第3条の3第3号及び第4号に掲げる事項

(3) その他市長が必要と認める事項

(平24規則56・追加、平29規則27・一部改正)

(尼崎市住環境整備審議会への意見聴取の例外)

第3条の12 条例第15条の8第4項ただし書の規則で定める場合は、条例第15条の6第1項に規定するまちづくりの方針に明らかに抵触すると認められる大規模開発構想について公表を行う場合とする。

(平16規則65・追加、平24規則56・旧第3条の11線下)

(大規模開発構想に係る手続の一部の適用除外を受ける規模)

第3条の13 条例第15条の9第3項第1号の規則で定める規模は、新築にあつては建築物の延べ面積が3,000平方メートル、小売店舗の用に供する部分を含む建築物の新築にあつては建築物の延べ面積が3,000平方メートルであつて、かつ、小売店舗の店舗面積が500平方メートル、増築にあつては既存の建築物の延べ面積に対する増築に係る部分の延べ面積の割合が10分の2であるものとする。

2 条例第15条の9第3項第2号の規則で定める面積は、500平方メートルとする。

3 条例第15条の9第3項第2号の規定は、建築物の主たる用途が小売店舗であるものについて適用するものとする。

(平16規則65・追加、平24規則56・旧第3条の12線下)

(市長が必要と認める公共施設等)

第4条 条例第16条第1項第6号の市長が必要と認める施設で規則で定めるものは、ごみ集積施設、自動車駐車場、自転車駐車場及び集会所とする。

(開発基準)

第5条 条例第16条第1項の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる公共施設等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる表に定めるところによる。

公共施設等	開発基準
道路	別表第1
公園	別表第2
緑地	別表第3
排水施設	別表第4
消防の用に供する施設	別表第5
ごみ集積施設 自動車駐車場 自転車駐車場 集会所	別表第6

第6条 削除

(平24規則1)

(建築物の防火措置)

第7条 条例第20条の規則で定める建築物の部分は、防火構造とする部分にあつては木造の建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分とし、不燃材料で造る部分にあつては建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分とする。

(平7規則69・一部改正)

(中高層建築物の高さの算定)

第8条 中高層建築物の高さの算定は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に定めるところにより算定する。

(平7規則69・一部改正)

(ワンルームマンションの新築に関する措置)

第9条 ワンルームマンションを新築しようとする者は、良好な住環境を確保するため、次の各号に

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 住戸1戸当たりの専有床面積は、18平方メートル以上とすること。
- (2) 管理人室を設置すること(住戸の数が30未満の場合を除く。)
- (3) その他良好な住環境を確保するために市長が必要と認める措置

2 ワンルームマンションを新築しようとする者は、当該ワンルームマンションを適正に管理するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 管理人を置くこと。
- (2) 管理人の氏名、連絡先等を当該ワンルームマンションの出入口の見やすい場所に表示すること。
- (3) その他ワンルームマンションを適正に管理するために市長が必要と認める措置
(平7規則69・一部改正)

(開発事業の届出等)

第10条 条例第23条の規定による開発事業の届出は、事前協議申請書に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出して行わなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 公図
- (3) 現況図
- (4) 事業施行地積測量図
- (5) 土地利用計画図
- (6) 建築物又は特定工作物(以下この項において「建築物等」という。)の配置図
- (7) 建築物等の各階平面図
- (8) 建築物等の2面以上の立面図
- (9) 建築物等の2面以上の断面図
- (10) 建築物等の給排水計画図
- (11) その他市長が必要と認める図書

2 前項の事前協議申請書は、条例第23条の規定による協議の期間を考慮し、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出を必要とする開発事業(法第29条第1項に規定する許可を必要とするものを除く。) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請書を提出しようとする日
- (2) 法第29条第1項に規定する許可を必要とする開発事業 法第32条第1項又は第2項の規定による協議をしようとする日
- (3) 前2号に掲げる開発事業以外の開発事業 事業を開始しようとする日

3 条例第23条の規定による協議は、前項各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める日までに完了しておかななければならない。

(平7規則69・平12規則48・平13規則31・平24規則56・一部改正)

(事業内容の変更届)

第11条 条例第26条第1項の規定による開発事業の内容の変更の届出は、事業内容変更届出書に前条第1項各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えて市長に提出して行わなければならない。

(平7規則69・一部改正)

(表示板の掲出等)

第12条 条例第27条第1項の規定による表示板の掲出は、第10条第1項に規定する事前協議申請書を市長に提出した日から当該表示板に記載した中高層建築物又はワンルームマンションの建築工事が完了する日までの間、行わなければならない。

2 条例第27条第1項の規定により表示板を掲出した者(以下「表示板掲出者」という。)は、当該表示板を掲出したことを証する遠景及び近景の写真各1通を市長に提出しなければならない。

3 市長は、中高層建築物又はワンルームマンションの建築予定地の周辺の状況等から判断して必要

尼崎市住環境整備条例施行規則

があると認めるときは、2箇所以上の場所に表示板を掲出させることができる。

(平7規則69・平24規則56・一部改正)

(表示板に記載する事項)

第13条 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築主の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 設計者の住所及び氏名
- (3) 工事施工者の住所及び氏名
- (4) 予定建築物の規模
- (5) 工事着手予定日
- (6) 表示板を掲出した日
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 表示板掲出者は、表示板に記載された事項に変更があったときは、直ちに、その記載内容を変更しなければならない。

(平7規則69・平16規則65・平24規則56・一部改正)

(報告書の提出)

第14条 条例第27条第5項の規定による報告は、説明会結果報告書を市長に提出して行わなければならない。

(平7規則69・一部改正)

(見解書の作成)

第15条 条例第29条第1項の規定による見解書は、条例第28条第2項の規定により市長から送付を受けた意見書の写しに記載された関係住民からの意見に対し、良好な住環境の確保を図る観点から、具体的に見解を示したものでなければならない。

(平7規則69・一部改正)

(建築紛争の調整の申出)

第16条 条例第30条第1項の規定による建築紛争の調整の申出は、建築紛争調整申出書を市長に提出して行わなければならない。

(平7規則69・平16規則65・一部改正)

(代表当事者の選任)

第17条 調整の申出を行おうとする関係当事者は、その中から全員のために当該調整の申出及び調停の代表者となる1人又は数人の者(以下「代表当事者」という。)を選任することができる。

2 市長は、建築紛争に係る調整の円滑な運営を図るため、一の事業に係る調整の申出が多数により行われた場合において、調停の実施に向けて代表当事者を選任することが適当であると認めるときは、関係当事者の一方又は双方に対して、5人を限度として代表当事者の選任を求めることができる。

3 関係当事者は、代表当事者を選任し、又は変更したときは、代表当事者選任届出書又は代表当事者変更届出書を市長に提出しなければならない。

(平7規則69・一部改正、平16規則65・全改)

(調停の開始の通知等)

第18条 市長は、条例第30条第1項の規定により調停に付すときは、その旨を調停開始通知書により関係当事者に通知するものとする。

2 前項の通知は、調整の申出のあった日から30日以内に行うものとする。

3 条例第30条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 調整の申出に係る建築紛争が、その性質上調停を行うのに適当でないと市長が認めるとき。
- (2) 関係当事者が、不当な目的で調整の申出をしたと市長が認めるとき。

(平7規則69・一部改正、平16規則65・全改)

(調停の不開始の通知)

第19条 市長は、条例第30条第1項ただし書の規定又は関係当事者が条例第30条第3項の規定による勧告(以下「調停の勧告」という。)を受諾しなかったこと(次条第3項の規定により受諾しな

尼崎市住環境整備条例施行規則

かったものとみなす場合を含む。)により調停に付さないときは、その旨を、関係当事者に調停不開始通知書により通知するものとする。ただし、条例第 32 条第 1 項の規定による公表を行う場合は、この限りでない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(平 16 規則 65・追加、平 24 規則 56・一部改正)

(調停の勧告)

第 20 条 調停の勧告は、応答期限を定め、調停勧告書により行うものとする。

- 2 調停の勧告を受けた関係当事者は、当該調停の勧告を受諾するときは、調停勧告受諾書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、この受諾をもって関係当事者の双方から調整の申出があったものとみなす。

- 3 市長は、関係当事者が第 1 項に規定する応答期限までに調停の勧告に対する応答をしないときは、当該調停の勧告を受諾しなかったものとみなすことができる。

- 4 第 1 項に規定する応答期限は、調停の勧告を行った日から 14 日以内で市長が定める日とする。

(平 16 規則 65・追加)

(調停の標準期間及び回数)

第 21 条 調停に付すべき期間は、第 18 条第 1 項の規定により調停に付すことを通知した日から 60 日間(調停委員が特にやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員が定める期間)とする。

- 2 調停委員は、調停の係属する期間内において 5 回を限度として調停期日を設け、関係当事者の双方が合意に達するよう努めるものとする。

(平 16 規則 65・追加、平 24 規則 56・一部改正)

(調停案の受諾勧告等)

第 22 条 条例第 31 条第 3 項の規定による勧告は、調停案受諾勧告書により行うものとする。

- 2 条例第 31 条第 3 項の規定による勧告を受けた関係当事者は、当該勧告の諾否を決定したときは、調停案諾否回答書を市長に提出しなければならない。

(平 16 規則 65・追加)

(調停の終結及び打ち切り)

第 23 条 調停委員は、調停に付された建築紛争について、関係当事者間に合意が成立したとき又は条例第 31 条第 4 項の規定により調停を打ち切ったときは、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告を受けたとき又は条例第 31 条第 5 項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、速やかにその旨を調停結果通知書により関係当事者に通知するものとする。

(平 16 規則 65・追加)

(調停委員の定数)

第 24 条 調停委員の定数は、8 人以内とする。

(平 16 規則 65・追加)

(調停委員の任期)

第 25 条 調停委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 調停委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 16 規則 65・追加)

(調停の運営)

第 26 条 調停の運営は、調停に係る建築紛争ごとに市長が指名した 2 人の調停委員がこれに当たる。

(平 16 規則 65・追加)

(意見の聴取等)

第 27 条 調停委員は、関係当事者から意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めるほか、調停の実施について必要な調査を行うことができる。

(平 16 規則 65・追加)

(調停の非公開)

第 28 条 調停は、公開しない。

(平 24 規則 56・追加)

(調停の勧告に係る公表)

第 29 条 第 3 条の 11 第 1 項の規定は、条例第 32 条第 1 項の規定による公表について準用する。

2 条例第 32 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係当事者(建築紛争に係る関係住民を除く。)の住所
- (2) 建築紛争に係る予定建築物の位置及び事業施行区域の面積
- (3) 建築紛争に係る予定建築物の主な用途
- (4) その他市長が必要と認める事項

(平 24 規則 56・追加)

(条例第 32 条の 2 第 2 項の規則で定める建築物の敷地面積の最低限度)

第 30 条 条例第 32 条の 2 第 2 項の規則で定める建築物の敷地面積の最低限度は、低層住居専用地域及び低層住居専用地域以外の地域に属する当該敷地の各部分についてのこれらの地域の区分に応じて同条第 1 項に規定する面積に当該部分の面積の当該敷地の敷地面積に対する割合を乗じて得た面積を合計した面積とする。

(平 24 規則 56・追加)

(団体登録の要件)

第 31 条 条例第 35 条の 2 第 1 項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア その活動の対象となる区域(以下「活動区域」という。)の全部が本市の区域内にあること。
 - イ 代表者があること。
 - ウ 代表者その他の団体の運営に携わる者として市長が認める者(以下「運営者等」という。)のうち 5 人以上の者が活動区域内に所在する土地又は建物を所有し、又は占有していること。
 - エ その他市長が別に定める要件

- (2) その目的に沿った活動を行うことができる団体であると市長が認めること。

(平 29 規則 27・追加)

(まちづくり活動団体の登録等)

第 32 条 まちづくり活動団体の登録を受けようとする団体は、次の各号に掲げる事項を記載したまちづくり活動団体登録申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該団体の名称及び所在地
- (2) 運営者等の氏名及び住所
- (3) 活動区域
- (4) 活動の概要
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認めるときは、必要な事項を団体登録簿に登録するものとする。

3 市長は、団体登録をしたときは、速やかに、その旨を第 1 項の規定による申請を行った者に通知するとともに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 登録まちづくり活動団体の名称及び所在地
- (2) 登録まちづくり活動団体の活動区域
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(平 29 規則 27・追加)

(条例第 35 条の 2 第 2 項の規則で定める事項)

第 33 条 条例第 35 条の 2 第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録まちづくり活動団体の名称又は所在地
- (2) 登録まちづくり活動団体の運営者等の氏名又は住所
- (3) 登録まちづくり活動団体の活動区域

(4) その他市長が別に定める事項

(平 29 規則 27・追加)

(団体登録の変更等の届出等)

第 34 条 条例第 35 条の 2 第 2 項の規定による届出(団体登録の辞退に係るものを除く。)は、登録まちづくり活動団体変更届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、当該書類の添付は要しない。

2 条例第 35 条の 2 第 2 項の規定による届出(団体登録の辞退に係るものに限る。)は、団体登録辞退届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、当該書類の添付は要しない。

3 市長は、条例第 35 条の 2 第 2 項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

4 第 32 条第 4 項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(平 29 規則 27・追加)

(登録まちづくり活動団体の活動の状況の報告等)

第 35 条 条例第 35 条の 3 第 1 項の規定による報告は、毎年 1 回以上、登録まちづくり活動団体活動状況報告書により行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 第 32 条第 4 項の規定は、条例第 35 条の 3 第 3 項の規定による公表について準用する。

(平 29 規則 27・追加)

(団体登録の取消しに係る公表)

第 36 条 市長は、条例第 35 条の 4 の規定により団体登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

2 第 32 条第 4 項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(平 29 規則 27・追加)

(地区計画等に定めるべき事項の申出)

第 37 条 条例第 35 条の 5 第 1 項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

(1) 地区計画等に定めるべき事項

(2) 地区計画等の対象となるべき区域

(3) 条例第 35 条の 5 第 2 項第 2 号に掲げる要件に適合していることの理由

(4) その他市長が必要と認める事項

(平 29 規則 27・追加)

(まちづくりルールの認定の申請等)

第 38 条 条例第 40 条第 1 項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載したまちづくりルール認定申請書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

(1) 条例第 40 条第 2 項各号に掲げる事項(同条第 3 項に規定する事項を定める場合は、当該事項を含む。)

(2) 対象区域の面積

(3) 当該申請に係るまちづくりルールが条例第 40 条第 4 項第 1 号に掲げる要件に適合していることの理由

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、ルール認定を行ったときは、速やかに、その旨を条例第 40 条第 1 項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(平 29 規則 27・追加)

(団体の認定の申請)

第 39 条 条例第 40 条の 2 第 1 項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した団体認定申請書に、当該申請に係る団体(以下「申請団体」という。)の組織及び運営に関する定めとして市長が認めるもの(以下「団体規約」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 申請団体の名称及び所在地
- (2) 申請団体の代表者その他の団体の運営に携わる者として市長が認める者(以下「役員」という。)の氏名及び住所
- (3) その他市長が必要と認める事項
(平 29 規則 27・追加)
(団体認定の要件等)

第 40 条 条例第 40 条の 2 第 2 項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア 団体規約が定められていること。
 - イ 代表者があること。
 - ウ 役員のうち 5 人以上の者が申請団体に係る地区まちづくりルールに係る対象住民等であること。
 - エ その他市長が別に定める要件に該当すること。
- (2) その目的に沿った活動を行うことができる団体であると市長が認めること。

2 市長は、団体認定を行ったときは、速やかに、その旨を条例第 40 条の 2 第 1 項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(平 29 規則 27・追加)

(条例第 40 条の 3 第 1 項の規則で定める事項)

第 41 条 条例第 40 条の 3 第 1 項の規則で定める事項は、地区まちづくりルールの名称その他市長が別に定める事項とする。

(平 29 規則 27・追加)

(ルール変更の認定の申請等)

第 42 条 条例第 40 条の 3 第 1 項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載したルール変更認定申請書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

- (1) ルール変更の内容
- (2) 当該申請に係るルール変更による変更後の地区まちづくりルールが条例第 40 条第 4 項第 1 号に掲げる要件に適合していること理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、変更認定を行ったときは、速やかに、その旨を条例第 40 条の 3 第 1 項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(平 29 規則 27・追加)

(条例第 40 条の 3 第 3 項の規則で定める事項)

第 43 条 条例第 40 条の 3 第 3 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地区まちづくりルールの名称
- (2) まちづくり推進団体の名称又は所在地
- (3) まちづくり推進団体の役員の氏名又は住所
- (4) その他市長が別に定める事項

(平 29 規則 27・追加)

(軽微なルール変更等の届出)

第 44 条 条例第 40 条の 3 第 3 項の規定による届出(団体認定の辞退に係るものを除く。)は、前条各号のいずれかに掲げる事項の変更があった後、速やかに、ルール変更届出書(同条第 2 号若しくは第 3 号に掲げる事項又は同条第 4 号に掲げる事項(まちづくり推進団体に係る事項に限る。))の変更にあつては、まちづくり推進団体変更届出書)に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、当該書類の添付は要しない。

2 条例第 40 条の 3 第 3 項の規定による届出(団体認定の辞退に係るものに限る。)は、団体認定辞退届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、当該書類の添付は要しない。

(平 29 規則 27・追加)

(対象行為の届出)

第 45 条 条例第 40 条の 5 第 1 項の規定による届出は、対象行為に該当する行為に着手しようとする日の 30 日前(当該行為に関して法第 58 条の 2 第 1 項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号。以下「密集市街地法」という。)第 33 条第 1 項又は条例第 23 条の規定による届出(以下「特定届出」という。)をしなければならない場合は、当該特定届出を行う時)までに、対象行為届出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

(平 29 規則 27・追加)

(対象行為協議)

第 46 条 条例第 40 条の 5 第 2 項の規定による協議(以下「対象行為協議」という。)は、対象行為に該当する行為に着手する時(当該行為に関して特定届出をしなければならない場合は、当該特定届出を行う時)までに開始しなければならない。

2 対象行為協議(条例第 40 条第 2 項第 4 号に掲げる事項(同条第 3 項に規定する事項が地区まちづくりルールに定められている場合は、当該事項を含む。)のうち市長があらかじめ指定するもの(以下「指定事項」という。)に係るものに限る。以下「特定対象行為協議」という。)は、当該指定事項に係る対象行為に該当する行為に関する特定届出を行う時までに完了しておかなければならない。

(平 29 規則 27・追加)

(対象行為協議の内容の報告)

第 47 条 条例第 40 条の 5 第 3 項の規定による報告は、対象行為協議をした後、速やかに、対象行為協議報告書により行わなければならない。

2 条例第 40 条の 5 第 3 項の規定による報告(特定対象行為協議に係るものに限る。)は、当該特定対象行為協議に係る指定事項に係る対象行為に該当する行為に関する特定届出を行う時までに、対象行為協議報告書により行わなければならない。

(平 29 規則 27・追加)

(条例第 40 条の 5 第 4 項の規則で定める事項)

第 48 条 条例第 40 条の 5 第 4 項の規則で定める事項は、地区まちづくりルールに定められた事項との関連性が強いと市長が認める事項とする。

(平 29 規則 27・追加)

(内容変更の届出)

第 49 条 条例第 40 条の 5 第 4 項の規定による届出は、内容変更後の対象行為に該当する行為に着手しようとする日の 30 日前(当該行為に関して法第 58 条の 2 第 2 項、密集市街地法第 33 条第 2 項又は条例第 26 条第 1 項の規定による変更の届出(以下「特定変更届出」という。)をしなければならない場合は、当該特定変更届出を行う時)までに、対象行為変更届出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

(平 29 規則 27・追加)

(内容変更協議)

第 50 条 条例第 40 条の 5 第 5 項において準用する同条第 2 項の規定による協議(以下「内容変更協議」という。)は、内容変更後の対象行為に該当する行為に着手する時(当該行為に関して特定変更届出をしなければならない場合は、当該特定変更届出を行う時)までに開始しなければならない。

2 内容変更協議(指定事項に係るものに限る。以下「特定内容変更協議」という。)は、当該指定事項に係る内容変更後の対象行為に該当する行為に関する特定変更届出を行う時までに完了しておかなければならない。

(平 29 規則 27・追加)

(内容変更協議の内容の報告)

第 51 条 第 47 条の規定は、条例第 40 条の 5 第 5 項において読み替えて準用する同条第 3 項の規定による報告について準用する。この場合において、第 47 条第 1 項中「対象行為協議を」とあるのは「内容変更協議を」と、「対象行為協議報告書」とあるのは「内容変更協議報告書」と、同条第 2 項中「特定対象行為協議」とあるのは「特定内容変更協議」と、「係る対象行為」とあるのは「係る内容変更後の対象行為」と、「特定届出」とあるのは「特定変更届出」と、「対象行為協議報告書」と

尼崎市住環境整備条例施行規則

とあるのは「内容変更協議報告書」と読み替えるものとする。

(平 29 規則 27・追加)

(まちづくり推進団体の活動の状況の報告等)

第 52 条 第 32 条第 4 項の規定は条例第 40 条の 6 において読み替えて準用する条例第 35 条の 3 第 3 項の規定による公表について、第 35 条第 1 項の規定は条例第 40 条の 6 において準用する条例第 35 条の 3 第 1 項の規定による報告について準用する。この場合において、第 35 条第 1 項中「登録まちづくり活動団体活動状況報告書」とあるのは、「まちづくり推進団体活動状況報告書」と読み替えるものとする。

(平 29 規則 27・追加)

(ルール認定等の公告)

第 53 条 条例第 40 条の 9 第 2 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり推進団体の役員の氏名又は住所
 - (2) その他市長が別に定める事項
- 2 条例第 40 条の 9 の規定による公告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項その他市長が必要と認める事項について行うものとする。
- (1) ルール認定があったとき その旨及び次に掲げる事項
 - ア 地区まちづくりルールの名称及び内容
 - イ 当該ルール認定の年月日
 - (2) 変更認定があったとき その旨及び次に掲げる事項
 - ア 地区まちづくりルールの名称
 - イ ルール変更の内容
 - ウ 地区まちづくりルールに係るまちづくり推進団体の名称及び所在地
 - エ 当該変更認定の年月日
 - (3) 団体認定があったとき その旨及び次に掲げる事項
 - ア まちづくり推進団体の名称及び所在地
 - イ まちづくり推進団体に係る地区まちづくりルールの名称
 - ウ 当該団体認定の年月日
 - (4) 条例第 40 条の 3 第 3 項の規定による届出(地区まちづくりルールに係る事項の変更に係るものに限る。)があったとき その旨及び次に掲げる事項
 - ア 地区まちづくりルールの名称(その変更があったときは、その変更前及び変更後のもの)
 - イ 地区まちづくりルールの名称以外の地区まちづくりルールに係る事項の変更有ったときは、その変更の内容
 - ウ 第 2 号ウに掲げる事項
 - エ 当該変更の年月日
 - (5) 条例第 40 条の 3 第 3 項の規定による届出(まちづくり推進団体に係る事項の変更に係るものに限る。)があったとき その旨及び次に掲げる事項
 - ア まちづくり推進団体の名称及び所在地(その変更があったときは、その変更前及び変更後のもの)
 - イ まちづくり推進団体の名称及び所在地以外のまちづくり推進団体に係る事項の変更有ったときは、その変更の内容
 - ウ 第 3 号イに掲げる事項
 - エ 当該変更の年月日
 - (6) 条例第 40 条の 3 第 3 項の規定による届出(団体認定の辞退に係るものに限る。)があったとき その旨及び次に掲げる事項
 - ア 第 3 号アからウまでに掲げる事項
 - イ 当該辞退の年月日
 - (7) 条例第 40 条の 7 第 1 項の規定によるルール認定の取消しがあったとき その旨及び次に掲げる事項

ア 第1号ア及びイに掲げる事項

イ 当該取消しの年月日

(8) 条例第40条の7第2項の規定による変更認定の取消しがあったとき その旨及び次に掲げる事項

ア 第2号アからエまでに掲げる事項

イ 当該取消しの年月日

(9) 条例第40条の8の規定による団体認定の取消しがあったとき
その旨及び次に掲げる事項

ア 第3号アからウまでに掲げる事項

イ 当該取消しの年月日

(平29規則27・追加)

(工事の着手の延期等の勧告に係る公表)

第54条 第3条の11第1項の規定は、条例第45条の3第1項の規定による公表について準用する。

2 条例第45条の3第1項の規則で定める事項は、次の各号(対象行為事業者にあつては、第2号及び第3号を除く。)に掲げる事項とする。

(1) 大規模開発事業者等の住所

(2) 工事に係る予定建築物の位置及び事業施行区域の面積(大規模開発事業者にあつては、第3条の3第3号に掲げる事項)

(3) 工事に係る予定建築物の主な用途(大規模開発事業者にあつては、第3条の3第4号に掲げる事項)

(4) その他市長が必要と認める事項

(平24規則56・追加・旧第30条繰下、平29規則27・一部改正・旧第31条繰下)

(大規模開発事業等の承継の届出)

第55条 条例第46条の規定による届出は、条例第15条の2の規定による届出に係る大規模開発事業又は条例第23条の規定による届出に係る開発事業を承継した者にあつては大規模開発事業等承継届出書を、条例第40条の5第1項の規定による届出に係る行為を承継した者にあつては対象行為承継届出書を市長に提出して行わなければならない。

(平7規則69・一部改正、平16規則65・旧第19条繰下・一部改正、平24規則56・旧第28条繰下旧第31条繰下、平29規則27・一部改正・旧第32条繰下)

(適用除外)

第56条 条例第49条第2項第6号の規則で定めるものは、公共事業の施行により建築物(中高層建築物又はワンルームマンションに該当するものを除く。以下この条において同じ。)の除却を余儀なくされた者がその除却される建築物に代わる建築物を建築する事業その他市長が良好な住環境の形成に支障がないと認める開発事業をいう。

(平7規則69・一部改正、平16規則65・旧第20条繰下、平19規則11・一部改正、平24規則56・旧第29条繰下・旧第32条繰下、平29規則27・旧第33条繰下)

(条例付則第9項の規則で定める土地)

第57条 条例付則第9項の規則で定める土地は、その周辺の状況等に照らし、最低敷地面積以上の敷地面積を確保することができないことにつきやむを得ない事情があると市長が認める土地とする。

(平24規則1・追加、平24規則56・旧第33条繰下、平29規則27・旧第34条繰下)

(条例付則第10項の規則で定める割合)

第58条 条例付則第10項の規則で定める割合は、100分の80とする。

(平24規則1・追加、平24規則56・旧第34条繰下、平29規則27・旧第35条繰下)

(住宅の敷地が条例別表の左欄に掲げる地域の2以上にわたる場合における最低敷地面積)

第59条 住宅の敷地が条例別表の左欄に掲げる地域の2以上にわたる場合における規則で定める当該住宅の最低敷地面積は、これらの地域に属する当該敷地の各部分についての当該地域の区分及び同表の右欄に掲げる住宅の区分に応じて同表に定める面積に当該部分の面積の当該敷地の敷地面

尼崎市住環境整備条例施行規則

積に対する割合を乗じて得た面積を合計した面積とする。

(平 24 規則 1・追加、平 24 規則 56・旧第 35 条繰下、平 29 規則 27・旧第 36 条繰下)

(施行の細目)

第 60 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平 7 規則 69・一部改正、平 16 規則 65・旧第 21 条繰下、平 24 規則 1・旧第 33 条繰下・一部改正、平 24 規則 56・旧第 30 条繰下・旧第 36 条繰下・一部改正、平 29 規則 27・旧第 37 条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(平 24 規則 1・旧付則・一部改正)

(最低敷地面積に係る規定の適用除外等)

2 第 6 条第 1 項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を一戸建ての住宅の一の敷地として使用する場合においては、適用しない。

(1) 尼崎市住環境整備条例施行規則の一部を改正する規則(平成 24 年尼崎市規則第 1 号。以下「平成 24 年改正規則」という。)の施行の際現に住宅の敷地として使用されている土地で条例第 18 条第 1 項の規定に適合しないもの(現に住宅以外の建築物の敷地として使用されている土地で、仮に住宅の敷地として使用されていれば同項の規定に適合しないものを含む。)又は平成 24 年改正規則の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地(以下これらの土地を「既存不適格土地」という。)

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(平 24 規則 1・追加)

3 前項の規定は、次のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 平成 24 年改正規則の施行の際条例第 18 条第 1 項の規定に違反している住宅の敷地又は所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなる土地

(2) 条例第 18 条第 1 項の規定に適合するに至った住宅の敷地又は所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(平 24 規則 1・追加)

4 第 6 条第 1 項の規定は、建築基準法第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に住宅の敷地として使用されている土地で条例第 18 条第 1 項の規定に適合しなくなるもの(現に住宅以外の建築物の敷地として使用されている土地で、仮に住宅の敷地として使用されていれば同項の規定に適合しなくなるものを含む。)又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を住宅の一の敷地として使用する場合においては、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 建築基準法第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも条例第 18 条第 1 項の規定に違反していた住宅の敷地又は所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項第 2 号に掲げる土地

(平 24 規則 1・追加)

5 第 6 条第 1 項の規定は、住宅の敷地面積の最低限度が定められている地区計画等の区域内において住宅を建築する場合においては、適用しない。ただし、市長が良好な住環境の形成を図るため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(平 24 規則 1・追加)

6 第 6 条第 1 項の規定は、付則第 2 項及び前 2 項に定めるもののほか、その周辺の状況等に照らし、最低敷地面積以上の敷地面積を確保することができないことにつきやむを得ない事情があると市

尼崎市住環境整備条例施行規則

長が認める土地について、その全部を住宅の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(平 24 規則 1・追加)

- 7 平成 24 年改正規則の施行の際現に住宅の敷地として使用されている土地で条例第 18 条第 1 項の規定に適合するもの(現に住宅以外の建築物の敷地として使用されている土地で、仮に住宅の敷地として使用されていれば同項の規定に適合するものを含む。)又は平成 24 年改正規則の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地を、平成 24 年改正規則の施行の日以後初めて 2 以上に分割して各土地をそれぞれ建築物の一の敷地として使用する場合(市長が別に定める場合を含む。)においては、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの敷地のうち住宅の用に供するもの(以下「住宅用敷地」という。)の面積は、一の敷地にあつては当該敷地の属する同項の表の左欄に掲げる住宅の敷地の属する用途地域の区分及び同表の右欄に掲げる住宅の種類の区分に応じた最低敷地面積に 100 分の 80 を乗じて得た面積以上、住宅用敷地のうち当該敷地以外の敷地にあつては当該敷地の属する同表の左欄に掲げる住宅の敷地の属する用途地域の区分及び同表の右欄に掲げる住宅の種類の区分に応じた最低敷地面積以上としなければならない。

(平 24 規則 1・追加)

付 則(昭和 62 年 3 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 63 年 3 月 28 日規則第 16 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の尼崎市住環境整備条例施行規則別表第 6 第 2 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後の届出(尼崎市住環境整備条例(昭和 59 年尼崎市条例第 44 号)第 23 条の規定による開発事業の届出をいう。以下同じ。)に係る共同住宅の建築について適用し、同日前の届出に係る共同住宅の建築については、なお従前の例による。

付 則(平成 3 年 4 月 1 日規則第 23 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の尼崎市住環境整備条例施行規則別表第 6 第 2 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後の届出(尼崎市住環境整備条例(昭和 59 年尼崎市条例第 44 号)第 23 条の規定による開発事業の届出をいう。以下同じ。)に係る共同住宅の建築について適用し、同日前の届出に係る共同住宅の建築については、なお従前の例による。

付 則(平成 7 年 12 月 22 日規則第 69 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定及び第 8 条の改正規定(同条を第 6 条とする部分を除く。)は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 82 号)第 1 条の規定による改正後の都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の届出(尼崎市住環境整備条例(昭和 59 年尼崎市条例第 44 号)第 23 条の規定による届出をいう。以下同じ。)に係る開発事業(付則第 4 項の申出に係るものを除く。)については、この規則による改正前の尼崎市住環境整備条例施行規則第 6 条及び第 7 条の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この規則による改正後の尼崎市住環境整備条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第 2 及び別表第 3 の規定は、施行日以後の届出に係る開発事業について適用し、施行日以前の届出に係る開発事業については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以前の届出に係る開発事業で施行日以後に着工するものにあつて

尼崎市住環境整備条例施行規則

は、当該開発事業を行う者からその着工前に市長に尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例(平成7年尼崎市条例第44号)付則第3項の規定による申出が行われた場合は、改正後の規則別表第2及び別表第3の規定を適用する。

5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則(平成12年5月17日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年5月18日規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年9月29日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市住環境整備条例施行規則別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後の届出に係る開発事業について適用し、同日前の届出に係る開発事業については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則(平成19年3月20日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成22年1月4日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市住環境整備条例施行規則別表第3第3項の規定は、この規則の施行の日以後の届出に係る開発事業について適用し、同日前の届出に係る開発事業については、なお従前の例による。

付 則(平成24年1月4日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市住環境整備条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第23条の規定による届出に係る開発事業について適用し、同日前行われた同条の規定による届出に係る開発事業については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月30日規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市住環境整備条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第23条の規定による届出について適用し、同日前行われた同条の規定による届出については、なお従前の例による。

(尼崎市住環境整備条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 尼崎市住環境整備条例施行規則の一部を改正する規則(平成24年尼崎市規則第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

尼崎市住環境整備条例施行規則

付 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。